

## 日本ESD学会誌『ESD研究』編集・投稿規程

### (趣旨)

第1条 日本ESD学会(以下、「本学会」という。)の学会誌『ESD研究』(以下「本誌」という。)は、ESD(持続可能な開発のための教育)の研究や実践に関する成果、課題、情報などの共有の場を提供し、国内外におけるESDの一層の発展に資することを趣旨とする。

### (目的)

第2条 本規程は、本学会「学会誌編集委員会規程」第6条第7項に基づき、本誌の編集および投稿に必要な事項について定める。

### (発行)

第3条 本誌は毎年1回、定期総会の開催までに発行するものとする。

### (掲載原稿)

第4条 本誌には、ESDおよび本学会に関する以下の原稿を掲載することを基本とする。ただし、投稿原稿などの内容により、本誌の構成を変更することができる。

- ① 原著論文(理論研究・実践研究・政策研究・教材研究などに関して独創的で、かつ今後の研究や実践に有用な知見をもたらすと考えられる学術論文)
- ② 総説論文(特定の分野やテーマに関する内外の研究・実践・政策などを広く検討しながら、独自の視点から課題や論点を提起し整理した学術論文)
- ③ 研究ノート(学術的な研究や調査の成果を中間的に整理検討した論文)
- ④ 特集論文(本誌「特集」のため編集委員会が執筆依頼した論文)
- ⑤ 報告(実践報告、会議報告など)
- ⑥ 資料(内外の宣言、勧告、答申、提言、報告などの紹介・解説)
- ⑦ 書評(文献や教材などに対する第三者による批評)
- ⑧ その他

2. 同一執筆者(共著原稿の執筆筆頭者を含む)による原稿は、各号につき1編のみを掲載することとする。ただし、上記の⑤⑥⑦⑧についてはこの限りではない。

### (投稿資格)

第5条 本誌への投稿は、当該年度の会費納入済みの本学会会員に限る。ただし、共著原稿の場合には、執筆筆頭者以外に非会員を含めることができる。

2. 本誌編集委員会(以下「編集委員会」という)が原稿執筆を依頼する場合、その執筆者は会員・非会員を問わない。
3. 団体会員が投稿する場合は、投稿者はその組織団体の常勤職にあることを原則とする。ただし、投稿原稿が共著の場合は、執筆筆頭者以外に非常勤職を含めることができるものとする。

### (投稿条件)

第6条 本誌に投稿される原稿は、ESDの研究や実践に資する内容を有し、他の刊行物に未発表のものとする。ただし、以下の原稿等(加筆修正したものを含む)については、初出の明記や著作権の確認を条件に未発表のもののみなすことができる。

- ① 各種学会が主催する大会等での発表要旨、口頭発表、配付資料など。
- ② 政府、地方自治体、研究機関、各種団体等の委託研究調査の報告書等に収録されたもの。
- ③ その他の講演会、研究会、シンポジウム等での発表要旨や配付資料など。
- ④ その他、編集委員会が認めたもの。

### (投稿)

第7条 本誌に上記の原稿を投稿しようとする者は、本誌の執筆要領に従い執筆した原稿を、提出期限までに本誌編集委員会あて送付するものとする。

2. 原稿執筆の要領については、本誌編集委員会が別に定める。

3. 投稿時に送付された原稿(図表や写真等を含む)は返却しない。

(採否・査読)

第8条 原稿の採否については、編集委員会が決定する。

2. 第4条第1項に記載した①原著論文、②総説論文、そして③研究ノートについては、本誌編集委員会が委嘱する査読委員による査読結果に基づいて採否を決定する。
3. 査読の手続や査読委員の選任については、別に定める。
4. その他の原稿については、編集委員会が閲読する
5. 編集委員会は執筆者に加筆や修正を求めることができる。

(校正)

第9条 採用された原稿の著者校正は再校までとする。なお、校正時の加筆修正は、原則として認められない。

(経費負担)

第10条 掲載原稿が本誌「執筆要領」に定められている掲載頁数を超過した場合は、その超過分の印刷製本経費を執筆者は負担する。

2. 掲載原稿中の図版や図表を印刷する際に特別の経費が必要となる場合、その経費は執筆者の負担とする。

(原稿料)

第11条 本誌に掲載された論文等に対する原稿料は原則として支払われない。

2. 編集委員会が執筆依頼した原稿に対しては、内規に基づいた原稿料を支払うことができる。

(抜刷)

第12条 投稿者が掲載論文等の抜刷を希望する場合は、掲載決定時に必要部数を編集委員長に申し出るものとする。

2. 抜刷の制作にかかる経費は、執筆者の負担とする。

(著作権)

第13条 本誌に投稿される論文等に関する著作権は、原則として本学会に帰属する。

2. 本誌に投稿された論文等が本誌に不掲載と決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

3. 本誌に掲載された自己の論文等を著作者が外部の刊行物や電子媒体等に再録・転載する場合には、著作者は本学会に事前に申し出るとともに、出典が本誌であることを明記する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本学会への申し出は不要とする。

- ①個人または所属団体等のウェブサイト上で公開する場合。
- ②研究ノートや報告など研究途中の成果物を加筆修正して学術論文として他の学会等へ投稿する場合。
- ③著作権法で認められている範囲での個人利用や教育目的で利用する場合。
- ④所属団体あるいは研究助成金等の提供者への義務として報告する場合。

4. その他、本誌に投稿された論文等の著作権の扱いについては、本学会と執筆者との間で協議する。その際、執筆者の不利益とならないように本学会は可能な限りの配慮に努める。

(投稿倫理)

第14条 本誌への投稿に際しては、次の各号の投稿倫理を遵守する。

- ① 投稿する論文等は、他の学会誌や学術雑誌等ですでに公表されたものであってはならない。また、投稿する論文等は、他の学会誌や学術雑誌等に二重に投稿してはならない。
- ② 投稿する論文等の中で、他の著作物から引用する場合は、出典を明記するなど剽窃とならないように留意する。
- ③ 投稿する論文等の中で使用するデータの捏造や改ざんを行ってはならない。
- ④ 投稿する論文等の中で扱う個人や法人の権利や情報は適切に保護しなければならない。

2. 前項の各号に反する疑いが生じた場合は、編集委員会は投稿中の論文の査読や閲読を中止して、その後の対応を検討する。また、すでに掲載済みの論文については掲載を取り消すなどの措置を検討する。

(査読原稿の投稿)

第15条 査読対象の原稿を投稿する場合には、「原稿本文」のほかに、次の項目を明記した「原稿送付状」をそれぞれ別の電子ファイルとして、編集幹事にメール添付で送信する。なお、送信時の件名は「ESD研究投稿(著者名)」とする。

- ①原稿種別
- ②表題(和英)
- ③執筆者名(和英、共著の場合は全員の氏名と執筆筆頭者を明記)
- ④連絡先(E-mail、緊急時の電話番号、送付先住所)

2. 電子メールの送信に不具合が生じた場合や電子メール以外の方法での送付を希望する場合は、編集幹事に相談する。
3. 再査読のために修正原稿を送信する場合にも、同様に修正した「原稿本文」と「原稿送付状」、さらに修正箇所と修正内容を明示した文書(書式自由)を別ファイルとして添付する。

(投稿受付)

第16条 編集幹事は、投稿者からのメールの受信後、原則として3日以内に受信確認のメールを投稿者に返信する。この受信確認メールの送信をもって、投稿受付の完了とみなすものとする。

(査読原稿の作成)

第17条 査読の際のコメント箇所を明示するため、原稿本文には行番号を付記する。

(図表)

第18条 本文に挿入する図表(写真・イラストなどを含む)は、掲載を希望する位置に直接埋め込むとともに、原稿採択後に画像ファイルとして提出できるように保存しておくものとする。ただし、投稿原稿に埋め込む図表は、ファイル容量が大きくなるように、必要に応じて解像度を調整する。

(図表の氷期・引用)

第19条 査読は執筆者名を匿名に行うため、文献や図表等の表記・引用の際には、自著や自作であっても「拙著」や「筆者作成」などとはせず、著者名を記載する。

(本規定の決定および改正)

第20条 本規程は編集委員会が決定する。決定にあたって、編集委員長は評議員会に意見を求めるものとする。本規程の改正に際しても同じ手続きを適用する。

附則

1. この規程は、2018年7月1日から施行する。